

上市町ペレットストーブ導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上市町補助金等交付規則(平成2年上市町規則第2号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、上市町ペレットストーブ導入促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「木質ペレット」とは、間伐材、製材端材等の木材を粉碎したオガ粉を固めた木質燃料をいう。

2 この要綱において「ペレットストーブ」とは、木質ペレットを燃料に使用する設計及び仕様である暖房機をいう。

(補助金の交付)

第3条 町長は、ペレットストーブ(未使用品に限る。)の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の対象者及び対象経費等)

第4条 前条に規定する補助金の交付を受けることができる者及び対象経費等は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、ペレットストーブ1台分の購入に要する経費の額の4分の1以内(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)の額とし、50,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1建物又は申請者1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 第3条に規定する補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、上市町ペレットストーブ導入促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他補助金交付の決定をする場合に町長が特に定めた条件を守らなければならないこと。

(計画変更承認申請書)

第9条 前条第1号及び第2号の規定により町長の承認を求める場合は、計画変更承認申請書(様式第4号)を提出するものとする。

(実績報告書)

第10条 第7条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者は、当該ペレットストーブを購入したとき、速やかに上市町ペレットストーブ導入促進事業実績報告書(様式第5号)と次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 領収書等(領収書、振込明細書等)の写し
- (2) 保証書の写し
- (3) 債権者登録届出書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の決定)

第11条 町長は、前条による実績報告書の提出があったときは、申請者に対して、ペレットストーブ導入促進事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、虚偽の申請又は不正な行為により補助金の交付を受けた者に対して、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(利用状況報告)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から起算して3年間の利用状況を上市町ペレットストーブ利用状況調査報告書(様式第7号)により、それぞれの年度終了後1か月以内に町長に報告するものとする。

(財産の処分)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から起算して3年間は、設置したペレットストーブを更新しようとするとき及び補助

の目的に反して譲渡、交換、貸付、使用又は担保に供しようとするときは、上市町ペレットストーブ導入促進事業財産処分承認申請書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その結果を補助金の交付を受けた者に通知するものとする。この場合において、町長は、交付した補助金の全部又は一部を返還する必要があると認めるときは、その者に当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成23年10月1日以降のペレットストーブの購入に要する経費から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象者	対象経費	採択基準
<p>上市町内に住所を有する個人又は上市町内に事業所を有する事業者等</p>	<p>個人住宅、会社、店舗等において使用するペレットストーブの購入に要する経費（ストーブ本体のみ。消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者は、ペレットストーブの購入前に上市町ペレットストーブ導入促進事業補助金交付申請書を提出すること。 2 ペレットストーブは、県内に事業所又は代理店を有する者から購入すること。 3 申請者は、町税の滞納がないこと。

年 月 日

上市町長 宛

申請者 住所
氏名 印

年度上市町ペレットストーブ導入促進事業補助金交付申請書

年度において上市町ペレットストーブ導入促進事業補助金の交付を受けたいので、上市町補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、申請にあたって町税の滞納がないという要件を確認するため、私の町税の納付状況について確認することに同意します。

記

- 1 交付申請額 金 千円
(補助対象経費の1/4(千円未満切捨)・補助上限額5万円)
- 2 事業完了の予定期日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

- 1 設置場所 上市町
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 製品名・型式
- 4 設置工事店又は販売店

【会社名】

【住 所】〒

【担当者名・電話番号】

- 5 添付書類
- (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
 - (2) 施工場所の配置図
 - (3) 製品のカタログ又は仕様書

様式第3号（第7条関係）
上市町指令 第 号

住所
氏名

上市町ペレットストーブ導入促進事業補助金決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった上市町ペレットストーブ導入促進事業補助金については、上市町ペレットストーブ導入促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり 交付・不交付 することに決定しましたので通知します。

年 月 日

上市町長

印

記

補助金の額 金 円

（不交付の場合その理由）

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

上市町長 宛

申請者 住所
氏名 印

上市町ペレットストーブ導入促進事業補助金交付決定変更承認申請書

年 月 日付け上市町指令 第 号で交付決定通知を受けた上市町ペレットストーブ導入促進事業補助金について、下記のとおり計画変更(中止・廃止)したいので、上市町ペレットストーブ導入促進事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 変更(中止・廃止)の理由

2 変更の内容

年 月 日

上市町長 宛

申請者 住所
氏名 印

上市町ペレットストーブ導入促進事業実績報告書

年 月 日付け上市町指令 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記の事業が完了したので、上市町補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 購入金額 円

※ ストーブ本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）

2 設置場所 上市町

3 補助事業の完了日 年 月 日

4 製品名・型式

5 設置工事店又は販売店

【会社名】

【住所】〒

【担当者名・電話番号】

6 添付書類

- (1) 領収書等（領収書、振込明細書等）の写し
- (2) 保証書の写し
- (3) 請求書

様式第6号（第11条関係）

上市町指令 第 号

住所

氏名

上市町ペレットストーブ導入促進事業補助金交付額決定通知書

年 月 日付けで実績報告書のあった上市町ペレットストーブ導入促進事業補助金については、上市町ペレットストーブ導入促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

年 月 日

上市町長

印

記

金

円

上市町長 宛

設置者 住所
氏名 印

〇〇年度 上市町ペレットストーブ利用状況調査報告書

上市町ペレットストーブ導入促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

1 ペレットストーブ設置年月日 平成 年 月 日

2 木質ペレット消費量

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ペレット消費量 (kg)												

※ 月ごとのペレット消費量を記載してください。

3 木質ペレットの購入価格・購入先

ペレットの価格 (円/kg)	配達方法	送料 (円)	購入先販売店名 所在地
	販売店の配達 自分で運搬 その他 ()		

※ 1kg当りの購入価格（消費税を含む価格）を記載してください。（例；30円/kg）

※ 運送料がペレット価格に含まれており明細が不明な場合は、運送料の欄に「送料込み」と記載してください。

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

上市町長 宛

申請者 住所
氏名 印

上市町ペレットストーブ導入促進事業財産処分承認申請書

年度上市町ペレットストーブ導入促進事業により取得した機器設備等について、下記のとおり処分したいので承認されたく申請します。

記

1 処分しようとする理由

2 処分の内容

(1) 取得機器設備等

取得年月日	事業内容			備考
	製品名・型式	事業費	補助金額	

(2) 処分計画

処分の内容	処分予定 年月日	処分の相手方	処分価格	備考

3 その他 必要と認められる添付書類等